

液化石油ガス流通ワーキンググループ（第 1 回） 提出意見

「LP ガス消費者に対する料金の透明性の向上」に関わる意見

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長 大石美奈子

4月から電力が全面自由化されるなか、すでに自由化されているLPガス業界での状況は、消費者にとって大変気になるところです。さらに、多くのLPガス販売事業者が電力小売にも手を挙げていることもあり、料金の透明性にかかわる消費者トラブルを未然に防ぐため、法改正を含めた政策と、業界全体の積極的な取り組みを望みます。

OP7 の下段に（14 条書面の記載事項を定めている省令第 13 条第 5 号「液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明」の中で明記）とあります。

p13 には、「その具体的内容として請求価格の計算方法、基本料金の金額、従量料金の単価を明記することが求められている。※3 また、書面記載事項を変更したときなど、当該部分について再交付することとなっており、請求書に毎月のガス使用量のみが記載されていても、14 条書面と併せて確認することにより、消費者はガス料金の根拠を知ることは可能」とあります。

そうであれば、P9 や P12 にあるような相談事例は、消費者側にも責任があるとも見えますが、その一方で、P10『留意点』に「液石法上は、厳密には価格の変更に先だって書面の再交付することになっておらず」とあり、「※2 に 14 条書面は、契約締結時に価格算定方法等を記載した書面の交付と、これを変更したときに再交付することとされている」とあります。

すなわち、液石法の規定では、交付書面に基本料金や従量料金の単価の明記、またその料金を値上げなど改定する場合は再交付をすることが「求められている」だけであって「義務付け」ではないことからこれらの苦情が起きていると思われま。

現状のように「販売指針」として LP ガス販売事業者の努力規定となっているだけでは、守らない事業者が得することになり、例示された相談の撲滅は難しいと思います。「液石法」という法律のなかにあって、実際には義務付けられていないことが問題だと考えます。

P13『対応の基本的方向性』には「立入り検査時における液石法第 14 条書面の必要記載事項の徹底を図る」とありますが、このような苦情事例は、必要記載事項の欠如による液石法違反として、当該 LP ガス販売事業者の指導勧告、または改善命令を出し名前を公表、悪質な場合は登録取消しなどの踏み込んだ対策が必要だと思います。

○P7『対応の基本的方向性』記載のように、「不動産仲介業者が集合住宅のオーナー等に確認したLPガス販売事業者名を入居予定者に伝え、入居予定者からLPガス販売事業者に料金照会が到達するしくみを構築、LPガス販売事業者は消費者からの料金照会に応じることを徹底する。集合住宅に付随するガス消費機器などの費用を料金回収で実施している場合にはその旨を説明し、その内容を液石法第14条書面へ記載することを徹底する」とすることは、消費者も事前にLP料金を確認して契約すべきであることから良いことと思います。

しかしLPガス販売事業者が「ガス消費機器などは無償や破格サービス」として、スマホ代金のようにガス料金に営業費や利益などを高く設定して書面に記載されていれば、消費者はガス料金の比較はできても、それが適正か判断のしようはありません。

そのためにも、交付書面には「ガス料金とその他設備費の区分表示」だけでなく、書面交付する際には、ガス料金について「ガス料金表と標準家庭使用量でのガス料金」を記載して、少なくとも契約する前に消費者がガス料金の目安がわかり、移転前との比較ができるように情報提供されることがトラブル回避の前提だと思います。また、契約後に通知なく」料金値上げされれば、それも苦情となります。

○P9『課題』では「電力・都市ガスの自由化によりエネルギー間競争が激化することが予想される中で、料金の値上げ時における事前通知の更なる徹底が求められる」とありますが、毎日の煮炊きや給湯で使うLPガスの値上げは、消費者が他のLPガス販売事業者に変更する選択肢を持つためにも、エネルギー間競争がなくても当然に事前に消費者に知らされるべきだと思います。

その点で『対応の基本的方向性』には賛成しますが、“求めること”との努力規定ではなく、少なくとも料金値上げの事前通知の実施に向けて、一定の準備期間の後に、未実施のLPガス販売事業者の公表などの対策も必要だと思います。

○なおP10『留意点』には、「他方、今後、自由化が予定されている電気においては、料金の変更をしようとするときは、小売事業者に対して、変更後の料金を記載した書面の交付を求めることを予定しているところ、来年自由化が実施される都市ガスの動きについても注視する必要がある」とあります。

LPガスも、また都市ガスについても当然電気と同様とすべきであり、都市ガスは電気と違い書面交付制度を緩和することが予定されているのであれば反対です。

以上